

川崎市不法占拠対策委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 不法占拠対策に関する重要事項及びその推進等について審議するため、川崎市不法占拠対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 不法占拠対策の基本方針に関すること。
- (2) 訴訟事案の取扱いに関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は市長が指名した副市長とし、副委員長は財政局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画局長
- (2) 建設緑政局長
- (3) その他関係局長

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、特に緊急に審議する必要があるなど委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、副委員長及び各委員の意見を徴することにより委員会の会議に代えることができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、部会として一般部会と建設緑政部会を置く。

- 2 一般部会は、建設緑政部会が所管する事項以外の不法占拠に関する事項について審議する。
- 3 建設緑政部会は、建設緑政局が所管する不法占拠に関する事項について審議する。
- 4 部会は、委員会の審議に付すべき事項及びその他必要な事項について調査審議し、その結果を委員会に報告する。
- 5 前4項に規定するもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。